

鹿児島市立病院産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約に関する仕様書

1 業務名

鹿児島市立病院産業廃棄物収集運搬処分業務

2 ごみ集積所

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院の敷地内

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 産業廃棄物の種類

ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、並びに廃プラスチック類であり、感染性産業廃棄物は含まない。

5 業務の内容

- (1) 発注者敷地内のごみ集積所から産業廃棄物を収集し、契約書に掲げる目的地へ搬入し処分するもの。
- (2) 50ℓ袋に収容できないものを一時保管するための容器（1.5立方メートルのコンテナ等）を発注者が指定する場所に設置するものとする。
- (3) 発注者敷地内のごみ集積所からスプレー缶類を収集し、受入業者へ搬入すること。

6 法令の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令並びに鹿児島市の条例、規則等に従い、業務を適正に処理すること。

7 ごみ集積所の清潔の確保

産業廃棄物の搬出作業においては、清潔の確保に協力し、常に清掃用具を持参し、作業終了後は飛散したごみを清掃するものとする。

8 業務の実施日

- (1) 日曜日及び発注者の認めた日を除く毎日（祝日等は業務を実施すること）とする。ただし、50ℓ袋の容器に収容できないものについては、発注者の要請（連絡）のあったときとする。

(2) 年末年始の連休については、その途中発注者の指定する日を休みとする。

9 業務の実施時間

(1) 1日に1回以上実施するものとする。

(2) 午後1時から午後3時30分までの間に1回搬出するものとし、その時点において廃棄物の取り残しがないようにすること。

(3) 前号の規定にかかわらず、収集運搬が休みの日の前日は、午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までの2回搬出すること。

10 令和4年度業務量

なお、業務量は推定であり、実際の業務量はこれと異なる場合がある。

産業廃棄物	(マニフェスト平均重量)	
(1) 廃プラスチック類 50ℓ袋 :	15,854袋×3.5kg/袋	= 55,489kg
(2) 金属くず、ガラス 50ℓ袋 :	840袋×3.5kg/袋	= 2,940kg
(3) 上記の容器に収容できないもの :	57m ³ ×300kg/m ³	= 17,100kg

11 収集運搬車両

(1) 鹿児島市に、産業廃棄物収集運搬業務に使用する車両として登録している車両で、パッカー車、ロータリー車又は廃棄物の飛散及び落下等を防止するため必要な設備を施した車両により行うこと。

(2) ごみ集積所の出入りにあたっては、発注者の各種業務のために出入りする車両に支障を与えないように配慮すること。

12 業務の中断

天変地異その他やむを得ない事由により、その日のうちに収集運搬処分業務の全部又は一部を実施できないときは、直ちに発注者に連絡し、その承諾を得なければならない。

13 業務報告

収集した産業廃棄物の数量を集計して翌月10日までに発注者に報告すること。